

## 20歳になったら国民年金

国民年金は老後や万が一の事態に備え、保険料を出し合ってお互いを支え合う制度です。新成人の皆さん、20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

### ■加入手続き方法

住民票をおいている市区町村の年金担当窓口で加入の申請手続きを行ってください。

### ■保険料（平成19年度）

月額1万4100円  
保険料に月額400円を加えて、将来受け取る年金額を増やす「付加年金制度」もあります。

### ■保険料の割引（前納制度）

保険料をまとめて前払いすることで保険料の割引が受けられる「前納割引制度」や「早割」があります。

特に口座振替の前納制度は月々現金で納めた場合と比較して、年間3550円（平成19年度）の割引となります。口座振替の申請は、3月上旬までに行ってください。

### ■保険料が払えない場合は？

所得が少なく保険料が納められない場合や学生の場合、保険料の納付を猶予する「若

年者納付猶予制度」「学生納付特例制度」があります。猶予期間は最長10年ありますが、3年目からは一定の額が加算された保険料を納めていただくこととなります。

### ■問合せ

○市庁舎本館市民課 年金係  
TEL0897-52-1383  
○東予総合支所市民福祉課市民保険係、丹原または小松総合支所市民福祉課市民生活係

### ■心身障害者扶養共済制度が一部変更されます

この制度は心身に障害のある方を扶養している保護者が加入する共済制度です。平成20年4月1日から保険料や給付内容が次のとおり改定されます。

### ■保険料の改定（別表参照）

任意加入制度として、財政が安定するよう適正な水準に改定されます。また、既に入っている方については、大幅な引き上げにならないよう配慮がされます。

### ■給付の改定

新たに設定する保険水準を踏まえて、弔慰金と脱退一時

金が改定されます。※月額2万円（1口）の年金額は据え置かれます。

### ■新たに加入される方へ

新たに加入される方で、改定前の保険料が適用されるためには、平成20年1月中に加入申請をしていただく必要があります。既に1口加入している方で、2口目の加入を希望される方も同様です。

### ■問合せ

○市庁舎別館社会福祉課障害者福祉係  
TEL0897-52-1214  
○各総合支所市民福祉課福祉係

### ■改定後の保険料の額（月額）

加入時年齢	新規加入者	既加入者	現行の保険料
35歳未満	9,300円	5,600円	3,500円
35歳以上40歳未満	11,400円	6,900円	4,500円
40歳以上45歳未満	14,300円	8,700円	6,000円
45歳以上50歳未満	17,300円	10,600円	7,400円
50歳以上55歳未満	18,800円	11,600円	8,900円
55歳以上60歳未満	20,700円	12,800円	10,800円
60歳以上65歳未満	23,300円	14,500円	13,300円

※世帯の市民税課税状況に応じて、県・市が掛け金の一部を助成します。

## 下水道 何でもクエスチョン?

**Q**：大雨時に私の地域で増水しました。そのためか、一時的に地下水位が上昇し、下水道と混線したらしく、トイレが流せない状態になりました。そこで疑問が出てきました。生活排水などが下水道管からもれて、地下水に混ざる危険性があるのでは？

**A**：地下水位が比較的高い地域にある下水道管の多くは、地下水よりも低い位置に埋設しています。下水道管がひび割れたとしても、高い位置にある地下水が低い位置にある下水道管内に入ろうとする水頭差（水圧の差）によって汚水が流出しないため、地下水の汚染はないと考えています。

しかし、地下水と関係なく台風や大雨による異常出水時には、地域全体が冠水して家庭のマスなどから大量の雨水が下水道管に浸入し、下水道管が満杯になり、家庭の汚水の流れが悪くなる場合があります。

地下水への影響がないように、下水道工務課では下水道管の中にテレビカメラを通して、管路の痛みなどがどうか調査を行い、日々良好な維持管理に努めています。

### 下水道についての疑問を下記までお寄せください

市庁舎本館下水道工務課 下水道維持係 TEL0897-52-1576  
日本下水道事業団四国総合事務所 TEL089-927-7271  
E-mail Nagatani@jswa.go.jp

### 特別弔慰金の請求期限は平成20年3月31日(月)です

第8回特別弔慰金の請求はお済みですか？ 請求期限を過ぎると、時効で特別弔慰金を受ける権利は消滅してしまいます。対象の方は忘れずに請求手続きをしてください。

### ■対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日にお

いて公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合の先順位の方で、まだ請求手続きを行っていない方。

### ■給付内容

額面40万円、10年償還の記名国債

### ■問合せ

○市庁舎別館社会福祉課総務福祉係  
TEL0897-52-1288  
○各総合支所市民福祉課福祉係